

町が発注する建設工事に係る中間前払金の取扱いについて

平成28年4月1日

長泉町企画財政課

長泉町工事執行規則（平成14年3月29日規則第24号。以下「規則」という。）第46条第2項の規定による建設工事に要する経費の前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）の取扱いについて、下記のとおり取り扱う。

記

1 中間前払金の対象

中間前払金は、規則第46条第1項の規定により前払金を支払った建設工事を対象とする。

2 中間前払金の要件

中間前払金は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表（規則第20条第1項に規定する工程表をいう。以下同じ。）により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

なお、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約についても準用し、この場合において、「工期」とあるのは「当該会計年度の建設工実施期間」と、「工程表により2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の建設工実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該建設工事」とあるのは「既に行われた当該年度の建設工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

3 中間前払金の割合

中間前払金の額は、請負代金額の10分の2を超えない額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、前払金と中間前払金の合計金額は、請負代金額の10分の6以内の額とする。

なお、債務負担行為等の2年以上にわたる契約における中間前払金は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の建設工事等の金額に対してすることができ

4 中間前払金の申請等

中間前払金を受けようとする請負者は、中間前払金の認定請求書（様式第1号）に、規則第20条第1項に規定する工程表（様式第11号）及び同条第2項に規定する工事工程月報（様式第12号）を添えて町長に提出しなければならない。

町長は、認定請求書が提出されたときは、7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（様式第2号）により、請負者へ通知するものとする。

また、認定を受けた請負者が中間前払金を受けようとするときは、請求書とともに保証事業会社の保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

なお、中間前払金は、請求を受けた日から14日以内に行うものとする。

5 中間前払金の額の変更

町長は、中間前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金の額を差し引いた金額以内の中間前払金の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前払金の申請及び支払の方法は、上記の規定を準用する。

また、中間前払金を受けた請負者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、受領済の前払金の額及び中間前払金の額（以下「前払金等の額」という。）が、減額後の請負代金額の10分の6に相当する額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

なお、前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、町長と前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）を受けた請負者が協議して返還すべき超過額を定める。

ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、町長が定め前払金等を受けた請負者に通知する。

6 その他

契約書に「特に定めた契約条件」の添付が必要となる。

7 適用

平成27年4月1日以降に請負契約を締結する工事から適用する。